

## 連合 2026 春季生活闘争中央討論集会 主催者あいさつ

2025 年 10 月 31 日  
日本労働組合総連合会  
会長 芳野 友子

### <はじめに>

1. みなさま、大変お疲れ様でございます。Web 参加の方も含め、多くのみなさんにご参集いただき、ありがとうございます。
2. さて、本討論集会は、春季生活闘争の方針策定に向けた重要な場です。講師として、東京大学名誉教授の渡辺努(わたなべ つとむ)先生と連合総研の市川正樹(いちかわ まさき)所長のお二方をお招きしました。ご多忙の中、ご快諾いただいたお二方に、まず感謝申し上げます。
3. 本日は、多くのみなさんからご意見をいただいて「2026 春季生活闘争方針」の策定につなげていきたいと考えておりますので、活発なご発言・ご議論をお願いします。

### <2025 闘争の振り返り>

4. 討論に先立ち、あらためて前回の闘争を振り返りたいと思います。
5. 2025 闘争では、2 年連続で定昇込み 5 % 台の賃上げを実現しました。多くの労働組合が、「人への投資」の重要性について粘り強く交渉してきた結果です。
6. 本日の講師、渡辺先生にも参画いただいた「未来づくり春闘」評価委員会の報告書でも、賃金・経済・物価を安定した巡航軌道にのせる目標は「一定程度前進している」と評価いただきました。
7. しかし、報告書では、課題も指摘されました。日本全体の実質賃金は連合のめざす 1 % 以上の上昇軌道には未だのっていません。
8. また、賃上げの恩恵はすべての人に行き渡っているわけではありません。
9. とりわけ、中小組合の賃上げ率は全体を下回っています。

## <2026 春季生活闘争を取り巻く情勢>

10. だからこそ、2026 春季生活闘争が重要です。
11. 2年連続5%台の賃上げで終わるのか、あるいは、賃上げノルムを定着させ、デフレマインドから完全に脱却することができるのか、日本社会全体の正念場といっても過言ではありません。
12. 「基本構想」の内容については後ほど提起しますので、私からは2026 闘争を取り巻く情勢について簡潔に申し上げます。
13. まず、世界情勢です。イスラエルとパレスチナの紛争は、一部前進した和平計画の着実な実行を期待しておりますが、ロシアによるウクライナ侵略は、解決の糸口が未だ見出せておりません。いずれも、人道的にはもちろん、安定的なエネルギー調達などの面でも、一日も早い恒久的な平和が望まれます。
14. 米国のいわゆるトランプ関税からはじまった各国間の貿易摩擦も含め、世界経済や為替変動に影響を及ぼす、国際的な動向を引き続き注視していかなければなりません。
15. 一方、国内では首相が交代しましたが、政治空白が長引いたことによる、経済対策の遅れを懸念しています。
16. 前政権は、「2025 骨太方針」のなかで、「持続的・安定的な物価上昇の下、物価上昇を1%程度上回る賃金上昇をノルムとして定着させる」とし、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」などを実行する方針を掲げました。
17. 5年も待ってられません。働く仲間からは、今、まさに、生活が苦しいんだ！そして、中小企業の経営者からは、賃上げしたいんだけど経営が厳しいんだ！双方からそんな声があがっています。
18. 私たち連合は、新政権に対し、“賃上げノルム”の早期定着にむけ、具体策の実行と適切なマクロの経済社会運営を求めてまいります。

## <本日の討論に期待すること>

19. このような情勢を踏まえ、2026 春季生活闘争方針の策定に向けて、本日の討論に期待することも含め所見を 5 点申し上げます。
20. **一つ目は、賃上げノルムの確立です。**
21. 国内外のネガティブな要素を前に立ちすくんでいるわけではありません。2 年連続で 5 % 台の賃上げを実現しても、生活が向上したと実感する人は少数にとどまります。節約生活に疲弊しています。
22. いまこそ、実質賃金を 1 % 上昇軌道に乗せ、みんなで賃上げがあたりまえの社会を定着させましょう。
23. 人口減少が続くなか、社会や産業・企業を維持・発展させていくためにも、中長期を見据えた「人への投資」が不可欠です。
24. 初任給の大幅引き上げなど、若年層に配分が偏っている職場も少なくないのではないのでしょうか。人材確保はもちろん大事です。加えて、人材の定着やモチベーションの維持・向上も大事です。賃上げ原資の配分について、労使でしっかりと協議すべきだと考えております。
25. **二つ目は、格差是正です。**
26. 中小労組などは、この間の賃上げ結果や賃金水準を点検し、格差是正分を積極的に要求いただきたいと考えています。そのための環境整備として、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配、適切な価格転嫁、働き方も含めた取引適正化を一層進めなければなりません。
27. 来年 1 月 1 日からは、「下請法」が改正された「中小受託取引適正化法」、いわゆる「取適法」が施行されます。私たちが早期改正を求めてきた法律です。絵に描いた餅にならないよう、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」とともに、周知徹底をお願いいたします。
28. 「良いモノ、良いサービスには値がつく」ということを発信し続け、私たち自身も含め、消費者の理解促進をはかっていきましょう。

## 29. 三つ目は、働き方の改善の取り組みです。

30. 春季生活闘争は、賃上げだけでなく、労働環境についても労使が集中的に議論する絶好の機会でもあります。長時間労働の是正と豊かな生活時間の確保、均等・均衡待遇の実現など、働き方の改善に積極的に取り組むことが重要です。
31. 発足したばかりの新政権では、高市総理が厚生労働大臣に労働時間規制の緩和の検討を指示しましたが、政府が「働き方改革」の趣旨に逆行するような規制緩和を行うことはあってはならないと考えています。
32. 法律の見直しについては、労働政策審議会で議論すべきことであり、連合として働く者の命と健康は守ることはもとより、豊かな生活時間が確保できるよう労働者保護の観点で毅然とした対応を行っていくことは言うまでもありませんが、職場においても、春闘を通じて、残業がなくとも安心してらせる賃金水準の確保をはかる賃上げの取り組みとあわせて、働き方改革の重要性とその定着に向けて労使で協議し、しっかりと前進をはかっていきましょう。

## 33. 四つ目は、ジェンダー平等・多様性推進です。

34. 性別や年齢、雇用形態にかかわらず、誰もが働きやすい職場づくりに向けて、この機会にぜひ、労使でしっかり職場の課題を洗い出し、その解決をはかっていたきたいと思います。
35. 連合は、昨年10月から「ジェンダー平等推進計画」フェーズ2をスタートしています。労働組合のジェンダー平等・多様性推進も、引き続きの取り組みをお願いいたします。

## 36. 五つ目は、仲間づくりです。

37. 労働組合だからこそ、同じ職場で働く仲間の声をもとに要求書を提出し、労使対等な立場で交渉することができるのです。私たち労働組合の春の頑張りが、夏の地域別最低賃金、秋の特定産業別最低賃金、人事院勧告へとつながります。すべての働く仲間の生活向上のために、ともに頑張る仲間づくりを一層推進していきましょう。

<むすび>

38. むすびに、私たち一人ひとりが「未来づくり春闘」をけん引する主役であることを自覚し、それぞれに求められる役割と責任を果たしていくことを誓い合い、挨拶に代えさせていただきます。
39. とともに頑張りましょう！

以 上